

介護保険制度の平成17年度改正による施設給付の見直し

- 施設における食費、居住費は在宅と同様、保険外（利用者負担）とする
 - 〈居住費〉 個室：室料＋光熱水費相当
多床室：光熱水費相当
 - 〈食費〉 食材料費＋調理コスト相当
- 低所得者対策
 - ・市町村民税非課税の世帯には、負担の軽減措置（介護保険制度で補足給付）
 - ・基礎年金以下の層には特に配慮

